

常総衛生組合公示第1号

平成30年度常総衛生組合一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という）の規定により、平成30年度の計画を次のように定める。

平成30年1月10日

常総衛生組合管理者 片庭 正雄

- 1 常総衛生組合「常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市」において排出される（し尿）の量は、次のとおりである。

品名	処理量
生し尿	4,095 kℓ/年
浄化槽汚泥	30,110 kℓ/年
計	34,205 kℓ/年

- 2 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物の収集運搬は、許可業者によるものとする。ただし、最終処分については、委託業者による。

- 3 処理計画

- (1) 収集、運搬

ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。

イ 収集の方法

生し尿及び浄化槽汚泥（農集、コミプラ含む）

別に定める計画に従い許可業者が収集し、常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理計画

ア し尿処理施設

施設の名称 常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地 つくばみらい市小絹 1450

方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力 100 kl/日＋50 kl/日 150 kl/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

I 各市別投入量 (kl/年)

市名	生し尿	浄化槽汚泥	計
常総市	1,025	12,340	13,365
守谷市	287	388	675
坂東市	1,470	11,319	12,789
つくばみらい市	1,313	6,063	7,376
計	4,095	30,110	34,205

※常総市は旧水海道市、坂東市は旧岩井市の区域とする。

※浄化槽汚泥には農集、コミプラの汚泥が含まれる。

II 業者別投入量 (kl/年)

許可業者	生し尿	浄化槽汚泥	計
(有) 東海	293	8,251	8,544
(有) 石山清掃	732	4,546	5,278
平尾商事	375	3,609	3,984
(株) 常陽清掃	1,095	8,130	9,225
(株) シイナクリーン	1,367	3,657	5,024
関東商事(株)	233	1,917	2,150
計	4,095	30,110	34,205

III 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 80t/年

沈砂・・・埋立処分（北茨城市） 20t/年

[5年に1回100t]

各市別詳細

・各市別投入量 (kℓ/年)

市名	A 生し尿	浄化槽汚泥 B		浄化槽汚泥 合計	A+B 計
		単独浄化槽	合併浄化槽		
常総市	1,025	3,440	8,900	12,340	13,365
守谷市	287	109	279	388	675
坂東市	1,470	5,209	6,110	11,319	12,789
つくばみらい市	1,313	1,343	4,720	6,063	7,376
計	4,095	10,101	20,009	30,110	34,205

・各市処理人口 (人)

市名	A 生し尿	浄化槽汚泥 B		浄化槽汚泥 合計	A+B 計
		単独浄化槽	合併浄化槽		
常総市	2,006	12,555	20,320	32,875	34,881
守谷市	562	398	637	1,035	1,597
坂東市	2,877	19,011	13,950	32,961	35,838
つくばみらい市	2,569	4,901	10,776	15,677	18,246
計	8,014	36,865	45,683	82,548	90,562